



クローバー News

「家事事件手続法について」

文責 安部 裕一

家事事件手続法の施行から1年が経過しようとしています。成年後見制度に関する変更もありましたので改めて確認したいと思います。家事事件手続法とは、家事事件（夫婦間の紛争や成年後見など家庭に関する事件のこと）の手続を定める法律で平成25年1月1日から施行されています。これまで家事事件の手続については家事審判法という法律が定めていたのですが、この法律は、昭和22年に制定された後、60年以上の間、大きな改正がされていませんでした。しかし、この間、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続に主体的に関わるための機会を保障することが重要となってきたため、家事事件の手続についても、法律の内容を見直し、国民に利用しやすく、現代社会に適合した内容とする必要があったのです。家事事件手続法の成年後見制度に関連する変更を2点ご紹介します。

～記録の閲覧について 家事事件手続法 47 条～
以前は「家庭裁判所は、相当と認めるときは、記録の閲覧謄写（記録を見たりコピーしたりすること）を許可することができる」と規定されており、家庭裁判所の広い裁量に委ねられていました。しかし現在は、当事者（申立をした親族や本人）から請求があった場合には、事件の記録の閲覧謄写を原則として許可することとされました。後見等事務報告を家裁に提出する際は、当事者からの閲覧謄写に耐えうる内容である必要があります。

～申立ての取下げの制限 家事事件手続法 121 条～
以前は、後見開始および成年後見人の選任の申立てについては、申立後、申立人が希望すれば申立の取り下げが可能でした。しかし現在は、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができなくなりました。成年後見の申立の相談を受ける際は、取下げ制限があることを説明する必要があります。



体験報告

東京都 平川 央

私は業務の中で成年後見制度に触れる機会は、あまり多くはありませんでしたが、制度について詳しく学びたいという気持ちもあり、認定成年後見人研修を受講しました。研修では、多くのことを学ぶことはできましたが、実際、自分自身が、病院業務と後見人としての業務をこなす自信はなく、クローバーへ登録する時も、初めて受任した際にも、大きな不安があったことを覚えています。

受任した後1か月は、被保佐人との初めての面談や今後の支援内容、入院中の病院が代行していた役割、大量の郵便物や財産、貴重品の引き継ぎと確認、通帳の名義変更、年金証書の再発行など、慣れない作業に時間を要し、戸惑うこともありました。しかし、経験豊富な先輩方にアドバイスをもらったり、研修会の時の資料を見直しながら、業務にあたり、一段落したあとは、ホッとした反面、改めて責任の重さを再度実感したことを思い出します。

私が担当している方は、入院中で、経済的な事情もあり、自宅（賃貸物件）の処分についても検討しなければならぬ状況でした。被保佐人は、自宅への思い入れも大きく、

本人の希望と現実との中で、保佐人としての決断が求められ、病院でのPSWとしての業務との違いを改めて実感しました。他にも、自宅を処分した後の住民票の行先や病院へ依頼できる範囲、病院から求められる役割、身上監護の範囲など、保佐人としての業務について考えさせられました。役割として、直接的な支援は役割の範疇ではなく、業務内容も決められていますが、限られた資産や資源の中で、どのように対応していくべきか、割り切れないことも多々あり、日々迷いながら業務にあたっています。ただ、病院勤務では経験できないことも多く、今までとは違う視点で物事を考えることが出来たりと、多くの刺激を受けています。

今年の5月には、補助人を受任し、現在、お二人の支援に携わっていますが、職場の理解や先輩方に頼りながら、何とか業務をこなしています。今後も、様々な事態が予測され、臨機応変な対応が求められると思いますが、専門職として、自己点検を怠らず、ネットワークを活用しながら、しっかりと支援を継続していきたいと思っています。



認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2013年12月24日現在登録者 91名

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	3	岩手 2、宮城 1
関東・信越ブロック	36	栃木 1、群馬 1、埼玉 9、千葉 3、東京 12、神奈川 9、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	6	大阪 2、兵庫 4
中国ブロック	6	鳥取 1、島根 1、岡山 1、広島 2、山口 1
四国ブロック	5	徳島 1、愛媛 3、高知 1
九州・沖縄ブロック	19	福岡 7、佐賀 1、長崎 1、熊本 4、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2013年12月24日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 61件

内、正式受任 39件	受任中	37件 北海道 2、宮城 1、埼玉 1、千葉 1、東京 17、神奈川 1、岐阜 1、愛媛 1、福岡 7、熊本 5
	受任終了	2件 東京 1、福岡 1
内、受任調整中 0件		

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2013年7月13日～2013年12月24日)

- 10月6日 2013年度第2回クローバー運営委員会
- 10月18日 東京家庭裁判所 平成25年度後見人候補者推薦団体との意見交換会（岩崎委員長、木太常務）
- 11月7日 熊本家庭裁判所 家事関係機関との連絡協議会（熊本県支部 木村氏）
- 12月6～9日 第6回認定成年後見人養成研修
- 12月6～9日 第6回成年後見人に関する研修
- 12月16日 日本弁護士連合会 定期懇談会（齋藤敏靖委員）

トピックス 京都府：門田 智子 「認定成年後見人養成研修の報告」

平成25年12月6日(金)～9日(月)、現在勤めている京都府長岡京市社会福祉協議会から研修費をいただき、参加させていただきました。

動機は2点。①成年後見人として活動したい②職場で法人後見を実施したい。②は時代の要請、①は私の夢でした。

5年前、今の職場に就職した時、『自分がしたいこと』がわからず、転職を繰り返し、3つ目の職場でした。就職してすぐ、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業。以下、権利擁護)の担当職員として、利用者宅に訪問しました。緊張した私の表情を見てだったのか、利用者の方々が見せてくださった表情がなんとも言えず優しく、それを鮮明に記憶しています。最初は「やや楽しい」、徐々に「楽しい」、それが、今も楽しいのが不思議です。

権利擁護の延長線上にある制度だから成年後見人になりたい、とても単純な動機ですが夢でした。同僚からは『余暇も対人援助職?』などと心ない言葉を受ける事もありましたが、とにかく『自分がしたいこと』という思いが、今回の研修まで自らを引っ張って来たと思います。

研修では、多くの貴重な出会いと、多くの貴重な学びを得られました。学びの中で、特に心に残ったことは以下の3点です。

①齊藤憲磁先生：後見人として活動するときに大切なこと。(1)相談できる人を身近に決めておく。(2)事実行為は後見人の仕事ではない。→(2)ややもすると事実行為を行ってしまいそうです、気をつけます。

②川合智久先生：専門職に対する裁判所の目は厳しくなりつつある。正確な知識(財産管理)、高い倫理観、組織としてお互いをチェックできるシステムをもつことの大切さ。→学び続けることの大切さととらえました。

③菅富美枝先生：日本で言う判断能力がないとされる人の、意思をも知ろうとする専門家集団であるIMCA。→イギリスの意思決定能力法に、自己決定に対する執念に近いものを感じ、しかも、ボランティアではないという事実、ただただ圧倒されました。

志高く学んで行きたいと心新たにしました。そして、何よりも、個人としての受任ではありますが、いつでもバックに“クローバー”があるというつながりに感謝の一言です。未熟者です、今後ともご指導、よろしくお願いいたします。

編集後記

皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年は、暑すぎる夏と急に寒くなった冬と、異常気象と言われる位、気候変動の大きい年でした。

そして、後見制度も選挙権回復という大きな流れもありました。

今年度は精神保健福祉法の改正で保護者制度の廃止がいよいよ始まります。果たして安定した制度の運用を望むことが出来るのでしょうか。

今年も、被後見人やクライアント、そして皆さまにも素敵な変化の訪れる年になりますように。(毛塚 和英)

